

熊本県八代市立昭和小学校

# いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月～

(令和元年 1 2 月 一部改訂)

(令和 3 年 1 1 月 5 日 一部改訂)

## 【目 次】

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 本校の基本方針の内容	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	2
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
（1）いじめの防止	3
（2）いじめの早期発見	4
（3）いじめへの対処	5
（4）地域や家庭との連携	5
（5）関係機関との連携	5
II いじめの防止等のための本校が実施する対策	6
1 八代市いじめ問題対策連絡協議会との連携	6
2 本校が実施する具体策	6
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	6
（2）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	7
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	9
ア いじめの未然防止	9
イ いじめの早期発見	10
ウ いじめに対する措置	11
エ いじめの解消	12
3 重大事態への対処	13
（1）重大事態の報告、調査、対処	13
ア 重大事態の意味	13
イ 調査結果の報告及び調査主体	14
（ア）調査主体が市教育委員会の場合	14
（イ）調査主体が学校の場合	14
ウ 事実関係を明確にするための調査の実施	15
（ア）いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合	15
（イ）いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合	15
エ その他の留意事項	15
（2）調査結果の提供及び報告	16
ア いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供	16
イ 市教育委員会への報告（市教育委員会から市長に報告）	16
ウ 調査結果を踏まえた必要な措置	17
（3）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17
ア 再調査	17
イ 再調査の結果を踏まえた措置等	17
III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	17
1 基本方針の見直しの検討	17
2 基本方針策定状況の確認と公表	17
IV 図1（いじめ発生の場合）	18
図2（重大事態発生の場合）	19

## はじめに

いじめは、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こすことを十分に認識しておかなければなりません。

学校教育のみならず子どもに関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものです。

本校では、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他関係者との連携の下、校訓「やる気・豊かな心・耐える力」を掲げ、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組んできました。しかしながら、毎年いくつかのいじめが認知されています。児童の尊厳が守られ、生命・身体の安全が脅かされることのないよう学校総体でいじめを未然に防ぐという強い決意のもと八代市立昭和小学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条・第22条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「熊本県いじめ防止基本方針」や「八代市いじめ防止基本方針（令和3年2月改訂版）」を踏まえ、本校がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、**教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければなりません。**

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施します。

### 2 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等の取組を定めるものです。

また、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示

すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう講じるべき対策の内容を記載します。

### 3 いじめの定義

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意します。

- ・ いじめられた児童の立場に立って見極めること。
- ・ 本人がいじめられたことを否定する可能性があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目すること。
- ・ インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であること。
- ・ 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であること。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる

- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要です。

#### 4 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではありません。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為としてとり扱われるべき事案もあります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要です。

#### 5 いじめの防止等に関する基本的考え方

##### (1) いじめの防止

すべての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要です。

すべての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、全職員及び関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

特に児童には、障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、

海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツのある児童等、様々な背景がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められます。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自他それぞれの存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められます。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において、「いじめをしない、させない、負けない」集団づくりを進めることが必要です。さらに、自他の意見や能力等に違いがあっても、互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要があります。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消と改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を学校全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことです。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての教職員が連携し、児童のちいさな変化に気付く力を高めることが必要です。

いじめは大人の目の届きにくい場所や時間帯で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。また、児童は思春期の多感な時期であることから児童の表面的な表情や「大丈夫」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりする等、一歩踏み込んだ対応がもとめられます。

また、ちいさな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの確に関わりを持ち、児童がいじめを隠したり軽視したりすることがないよ

う積極的に対応することが大切です。

本校は、隔週の校内研修で「子どもを語る日」として設定し、全職員で昭和小学校の児童のことを共通理解し、定期的なアンケート調査（自分・友だち・くらしをみつめるもの）や全児童の教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行っています。

### （３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、組織的な対応を行います。

また、個々の事案に対して、家庭や教育委員会への連絡相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連絡して対応していきます。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。※別紙参照 1 いじめ対応マニュアル

そして、いじめの解決とは、いじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断します。

### （４）地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。アンケート調査等により、いじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、結果を児童・家庭・地域に公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認をする必要があります。一人でも多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

### （５）関係機関との連携

八代市教育委員会及び警察や児童相談所等との適切な連携を図るため平素から、学校と関係機関の担当者との連絡会議のや情報共有体制を構築しておくことが必要です。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ります。

## Ⅱ いじめの防止等のために本校が実施する対策

### 1 八代市いじめ問題対策連絡協議会との連携

本校は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「八代市いじめ問題対策連絡協議会」の設置に伴い、その構成員として連携し様々な専門家との情報交換や相談をしていくものとします。

### 2 本校が実施する具対策

いじめの防止等のために本校が実施すべき対策は以下のとおりです。  
これらを実施するにあたって、職員一人一人がこれまでに経験した身につけてきたいじめ等に関する判断基準が優先されてはならず、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要です。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国や県または八代市の基本方針を受けいじめ防止等の取組についての基本的な方針や行動計画を定めた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めます。

学校基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などのための教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを体系的、計画的に実行するために策定します。

その内容の柱として、いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのため、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、取組の方針を定め、具体的な指導内容をプログラム化することが必要です。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等についてのマニュアルを定めます。

そして、これらの学校基本方針の中核的な策定事項は、「校内支援委員会」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「校内支援委員会」の活動が具体的に記載されるものとします。さらに、いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるとともに、県が作成するいじめ加害者と疑われる児童に対する指導の手引きを活用します。

この学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込むよう努めます。



学校基本方針に基づく組織の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけます。学校基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対処マニュアル」の実行、定期的または必要に応じたアンケート、個別面談や保護者との面談の実施、校内研修等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。本校は、評価結果を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための取組改善を図っていくものとします。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開し、保護者や地域住民へ周知していきます。

## （２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、実効のないいじめの問題の解決に資するため、当該学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、教育事務所や教育委員会の心理（スクールカウンセラー）や福祉の専門家（スクールソーシャルワーカー）、警察官経験者（学校アドバイザー等）などと連携をとりながら「校内支援委員会」を設置し、組織的に対応していきます。

### ア 校内支援委員会

人権教育主任・生徒指導主任や特別支援教育コーディネーター、養護教諭を中核として提案・検証・修正を行う。校内支援委員会の基本的な役割は以下のとおり。

#### a) いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### b) いじめの早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩み等を含む）があった場合に緊急会議を開催する等、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるかどうかの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

c) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画のPDCAサイクルに沿った作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実態に即して適切に機能しているかについて点検を行い、PDCAサイクルに沿った学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために「校内支援委員会」は児童・保護者に対して、自らの存在や活動が容易に認識される取組（例：全校集会で「校内支援委員会」の教職員が児童の前で取組を説明する等）を実施したり、いじめの早期発見のために「校内支援委員会」がいじめを受けた児童を徹底して守り抜き、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにします。さらに、児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童が「校内支援委員会」の存在、活動内容等について具体的に把握、認識しているかどうかを調査し、取組の改善に努めていきます。なお、「校内支援委員会」における情報の窓口を一元化するために、情報の集約等に係る業務を担う情報集約担当を「校内支援委員会」内に最低1名おく。法第22条においては、「校内支援委員会」は「当該月高の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされており、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、担任等から組織的対応の中核として機能するよう、本校の実態に即して決定します。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を「校内支援委員会」に参画させ、実効性のある人選を図っていきます。

**イ** 隔週の校内研修での「子どもを語る日」

全職員で児童の情報収集と共通理解・共通実践を確認する。

**ウ** 八代市教育サポートセンター「やつしろ子ども支援相談室」やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携  
学校の支援の体制・対応方針への相談窓口とする。

**エ** 小中一貫連携教育協議会

第七中学校校区で「育ちの連続性」を図ることで、児童の不安感

を軽減するとともに異年齢交流等により自己有用感を育てます。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの未然防止

- (ア) 「暴力を伴わないいじめ」は、一般に目につきにくく表面化しにくい傾向にあるとともに、どの児童も加害者にも被害者にもなりうるものです。よって、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめを許さないための未然防止の取組を学校、家庭、地域社会で行います。そのために教職員は児童と信頼関係を築くことに努め、教職員自身が人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていくことに努めていきます。
- (イ) 児童の携帯情報端末機器の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底します。
- (ウ) 児童に対するアンケート、聞き取り調査等によって、はじめていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには、児童の協力が必要になる場合があります。このため、本校は児童に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含む、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。そして、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え、児童相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土を作ることが重要と考えます。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育を実践します。
- (エ) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払います。
- (オ) 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」、八代市の「人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ」、「校内人権集会」の開催等、児童を主体とした活動を通して、児童によるいじめの未然防止の取組の活性化を図ります。
- (カ) 児童に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば罰せられたり責任が問われたりすることを、児童の発達段階に応じて指導することも望まれる。(平成25年5月1

6日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）を参照）

(キ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成され、児童一人一人の行動に反映される取組を進めていく。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童の人権を盛る視点も重要であることから、すべての児童が人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために教育上必要な視点です。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童及び加害児童の人権について、児童と教職員と一緒に考える機会を児童の発達段階に応じて設けることが必要です。

## イ いじめの早期発見

(ア) いじめは、大人の目が届きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多くあります。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点をもって、早い段階からの的確に関わり、児童がいじめを隠したり軽視したりしないよう、組織的な対応で、いじめの早期・的確な発見と認知に努めるものとします。このため、すべての教職員は自らの「いじめに気づく感受性」を磨き、日頃から児童の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらの児童の示す変化や危険信号を見逃さないために活用します。また、いじめへの組織的な対応には、教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や生徒指導、人権教育担当等の対人スキルの向上を図ることも必要です。また、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む必要があります。その際、児童と向き合う時間の確保に努めます。

(イ) スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童が気軽に相談できる環境にあるかどうかを定期的に検証します。

(ウ) アンケート調査や個別の面談において、児童自らがSOSを発信したり、いじめの情報を教職員に報告したりすることが児童自身にとって多大な勇気を必要としていることを教職員は理解するとともに児童からの相談に対しては、必ず教職員が素早くていねいに対応することを徹底します。また、「SOSの出し方に関する

教育」の充実を図っていきます。

- (エ) 児童が互いにいじめを早期に発見していくために、「消しゴム貸してといたら無視された」等の具体的な事例を提示して主体的に考える学習を帰りの会や学級活動、道徳の時間等で行い、日常的にどのような行いがいじめに当たるのかを児童に考えさせる機会を持つよう取組を進めます。さらに、児童が気軽に相談できる児童主体の委員会等を設けるなど児童が互いにサポートし合う仕組み作りに努めていきます。

また、市長への手紙、教育長への手紙等の周知に努め、いじめの相談窓口として活用します。

## ウ いじめに対する措置

12ページ

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。また、その在り方については「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考とし、本校のいじめ対応マニュアルに沿って組織体で対応します。(詳細は別紙参照)

- (ア) 法第22条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめ事案があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としています。本校の職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当に報告され、組織的に対応が行われることは同項の規定に沿うものです。よって、本校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えます。
- (イ) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切にきろくしてすることに努めます。
- (ウ) 「校内支援委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認のうえ、組織的な対応を決定し、被害児童を徹底して守り通します。
- (エ) いじめた児童に対しては、当該児童の人格形成を前提に、本人

が抱える課題や悩みを理解する等教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導します。これらの対応については、全職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

(オ) 本校は、必要に応じて、市教育委員会が派遣する学校支援員を要請することとし、派遣された学校支援員の支援を円滑に活用し、必要な連携を行うため、市が別途定めている「八代市学校支援委員会設置要領」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、日頃から理解を深めておくものとします。

(カ) 本校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用します。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会等の機会を利用し、事前の周知啓発を行う等日常の情報モラル教育に活用したりする等、情報モラルに対する教育を充実させるものとします。

## エ いじめの解消

いじめは単に謝罪を持って安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の（ア）（イ）がともに満たされている必要があります。ただし、これらが満たされていても他の事案も勘案して判断するものとします。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

a 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（書き込みや画像、動画等の掲載などのネット上で行われるものを含む）が止んでいる状態（ネット上のものでは削除されている状態）が少なくとも3ヶ月以上の間継続していること。ただし、形式的な対処とならないよう留意します。

b いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会または「校内支援委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。

c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視します。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認

められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

本校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「校内支援委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、職員の役割分担を利用含む対処プランを策定し、確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、本校の職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要があります。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む）を本校の実態に合わせたマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、職員間で共有しておきます。

さらに、「校内支援委員会」については、開催が形式的にならないよう、いじめの認知・解消のために有効に機能していることを適宜点検していきます。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の報告、調査、対処（図2）

##### ア 重大事態の意味

（重大事態）法第28条より※抜粋

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態をいじめを受ける児童生徒の状況に着目し、以下に例示します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

○年間30日以上の不登校状況が見られる場合

(ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する場合があります。)

○児童生徒や保護者から申立てがあった場合

## イ 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになります。(図2)

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。また、市教育委員会は、調査の主体を市教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。

その際、主体がどちらになろうとも、市教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

### (ア) 調査主体が市教育委員会の場合

本校は、八代市いじめ防止等対策委員会が事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことに迅速及び全面的に協力します。

### (イ) 調査主体が学校の場合

学校が組織する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「校内支援委員会」を母体とし、以下に掲げる点に留意して無いようの公平性・客観性・合理性を確保するものとします。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて本校は関係者から早期に聞き取り等を行うなど、基本初期操作を実施します。
- b 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加えます。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とします。
- c いじめを受けた疑いのある児童本人からの聞き取りが可能な場合、当該児童から十分な聞き取りを行います。
- d 在籍児童や職員等からアンケートやヒアリングを行うなどの適切な調査方法を行います。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行います。



f 保護者や児童本人等の関係者に対して、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行います。

g 調査を迅速かつ適切に進めるために、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図ります。

## **ウ 事実関係を明確にするための調査の実施**

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生み出した背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校の職員がどのように対応したか等事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指しています。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、本校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

### **(ア) いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合**

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、当該児童から十分に聞き取るとともに在籍児童や職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行うことが考えられ、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先します。(例) 質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、その行為を直ちに停止させます。

いじめられた児童に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援学習支援等を行っていきます。

これらの調査等を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて市教育委員会の指導・支援を積極的に仰ぎ、関係機関と適切な連携を図った上で、対応に当たります。

### **(イ) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合**

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手します。調査方法としては、在籍児童や職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行います。

なお、児童が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要であり、亡くなった児童の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮します。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文科省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

## **エ その他留意事項**

重大事態については、市教育委員会の積極的な支援が必要となります。その事態に関わりをもつ児童が傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもあります。そうした状況では、市教育委員会及び本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要があります。

また、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう措置を講じます。

## **(2) 調査結果の提供及び報告**

### **ア いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供**

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者へ情報を適切に提供します。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会及び本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことはしません。

得られたアンケート結果については、いじめられた児童及び保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意します。

### **イ 市教育委員会への報告（※市教育委員会から市長に報告）**

本校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告します。いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に

添えて報告します。

#### **ウ 調査結果を踏まえた必要な措置**

市教育委員会や本校の関係者は、得られた調査結果より、いじめられた児童やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処をします。

### **(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置**

#### **ア 再調査**

上記2のイの報告を受けた市長が、再調査の必要性を認めるときに、専門的な知識または経験を有する第三者等による付属機関「八代市いじめ調査委員会」のもとに再調査を行います。

#### **イ 再調査の結果を踏まえた措置等**

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要な措置を講じます。

また、当該学校（本校）について、再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告します。

## **Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

### **1 基本方針の見直しの検討**

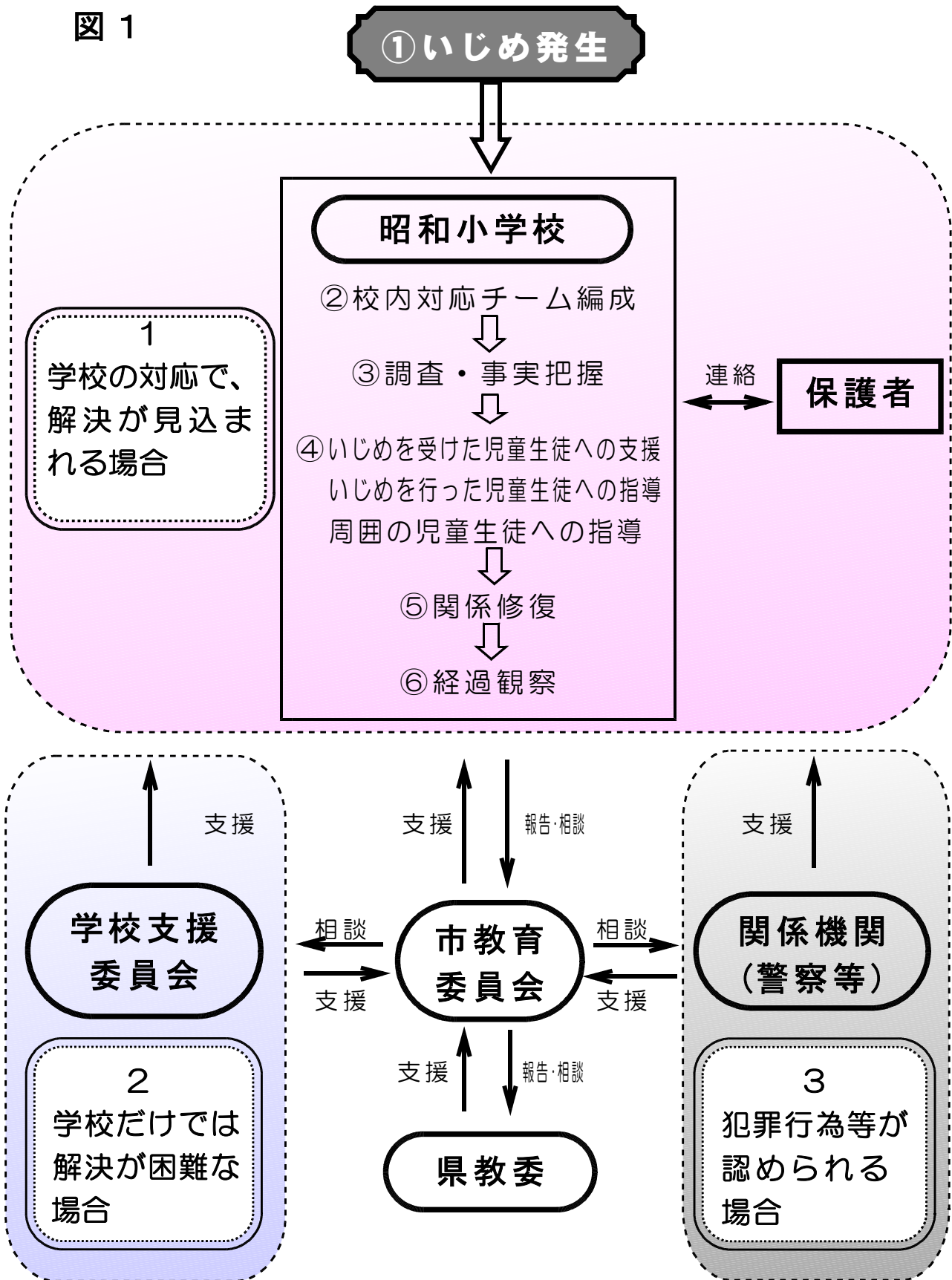
国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

市としても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「八代市いじめ防止等対策委員会」等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等の措置を講じます。

### **2 基本方針策定状況の確認と公表**

市は、市及び各学校（本校含む）における基本方針の策定状況を公表します。

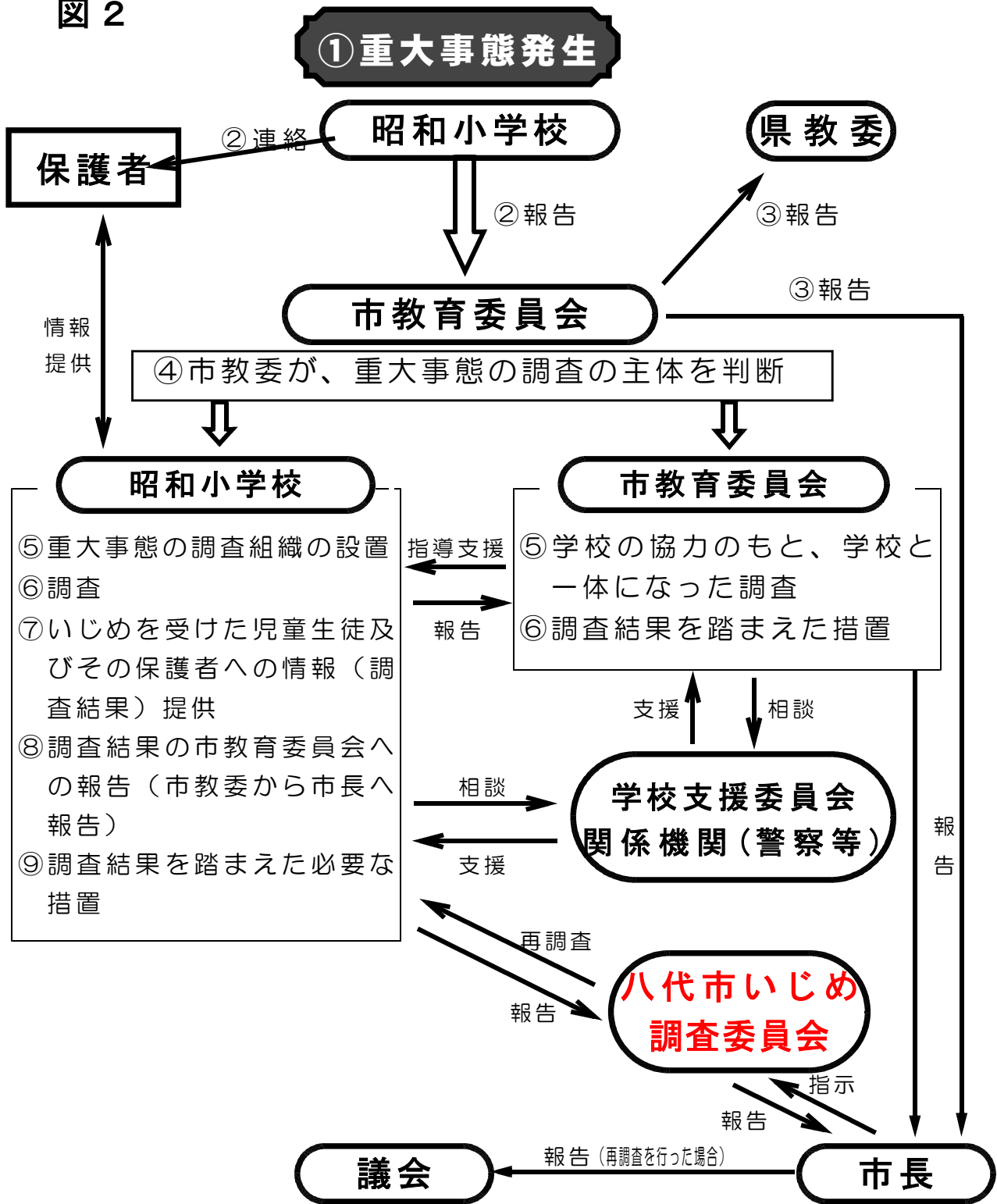
図 1



※②校内対応チーム（学校いじめ対策組織）：「校内支援委員会（いじめ・不登校）」が入る。

注 学校支援委員会：学校だけでは対応が困難となった場合、専門的な立場において、学校及び学校関係者を支援する外部組織

図 2



（重大事態）

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。